

議 案 名	富士見市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の公布に伴い、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されたことにより、富士見市印鑑条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	法改正に伴い、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が新たに創設されることにより、次のとおり規定の整備をするものです。 (1) 第16条第4項に規定する「個人番号カード」の規定部分を、新たに号として整備するための文言の整理 (2) 同項に号として、上述の「個人番号カード」のほか、法改正により創設される「移動端末設備」の規定の新設
施 行 日	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第49条の規定に限る。）の施行の日

富士見市印鑑条例（昭和49年条例第37号）新旧対照表

新	旧
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第16条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に次に掲げるもの</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____を使用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>(1) <u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第16条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u>を使用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>